

消費生活だより

(保存版)

《発行》

東大和市

消費生活センター

(地域振興課内)

平成 29 年 12 月



インターネットのトラブルに 巻き込まれないために

情報収集のほか、買い物やゲーム、電子メールや電子掲示板など、今やインターネットは私たちの暮らしと切り離せなくなりつつあります。それに伴い、インターネットに関連する消費者相談も増え続け、アダルト情報サイト、出会い系サイト、オークションなどで、新しいトラブルが次々と発生しています。最近では、スマートフォンの普及により、若者だけでなく、高齢者の間でもインターネットでのトラブルが増加しています。利用者の心構えとしては、普段からインターネットにおける詐欺などの手口を知り、その対策について知識を深めておくことが大切です。



事例



ワンクリック詐欺

アイドルの動画を閲覧していたら、アダルト情報サイトにつながり、「18歳以上はこちら」とあったのでクリックしたら、いきなり「登録完了」という画面になり料金を請求され、電源を入れ直しても請求画面が消えなくなってしまった。

架空・不当請求

「有料サイトの利用料金が未納になっています。至急連絡しないと法的手続きを取ります。」というメールがスマートフォンに届いたが、利用した覚えがない。

詐欺的なネット通販

ネットで見つけた安売りのショッピングサイト。有名ブランド品が格安だったので購入を決め、代金を振り込んだが、商品が届かず、事業者とも連絡が取れない。

アドバイス

ワンクリック詐欺

- 利用していなければ支払い義務はありません！！
- アダルトサイトでは有料であるという表示が分かりにくい場合も多く、安易にアクセスしたり、同意したりしないようにしましょう。
- 請求画面の削除には、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。
- ⇒IPA ホームページ [http : www.ipa.go.jp](http://www.ipa.go.jp) 「トップページ」→「情報セキュリティ」→「ワンクリック請求被害への対策」

架空・不当請求

- 架空請求は無視する。名前や電話番号・メールアドレスなどの個人情報知られてしまうので、相手先には絶対に連絡をしてはいけません。

詐欺的なネット通販

- 「代金を先払いしたが商品が届かず、連絡も取れない」などのトラブルが多発しています。これらは海外の詐欺的サイトが多く、既存の大手通販サイトと見分けがつかないようにするなどして信用度を高めているサイトもあり、注意が必要です。
- 欲しい商品がある場合、購入を希望しているサイトのURLを確認し、本物かどうかを必ず確認しましょう。
- 引き渡し時期、返品条件、連絡先等をしっかり確認し、先払いの場合は、特に慎重に判断してください。
- 詐欺的サイトの被害にあったら、諦めずに消費生活センター（裏面参照）などに相談しましょう。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には

「クーリング・オフ」制度を活用しましょう！

クーリング・オフとは

「頭を冷やす」という意味があります。消費者がいったん契約をした場合でも、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。訪問販売などの不意打ち的な販売方法や、しくみが複雑で契約内容を理解するのが難しい取引などに、この制度が設けられています。



クーリング・オフ



クーリング・オフ通知の手順・書き方

ポイント

- ① 契約書面を受け取った日を含めて8日間（または20日間）以内に必ず、ハガキなど書面で通知します。
- ② ハガキに書く場合は、両面コピーします。コピーは大切に保管してください。
- ③ 契約書面に記載された販売会社あてに通知します。（クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも通知します）
- ④ 郵便局で「特定記録郵便」か「簡易書留」で発信の記録が残る方法で送付しましょう。
- ⑤ 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り費用は販売会社負担です。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇 円
 販売会社 (株) × × × □□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
 東京都東大和市〇町〇丁目〇号
 氏名

クーリング・オフできる主な取引

内容	対象	期間
訪問販売	事業者の店舗、営業所以外の場所での契約（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた契約	8日間
特定継続的役務提供	一定金額を超え、一定期間継続するサービス（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）を受ける契約	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	他の人を利益が得られるとって販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘する形で商品を購入させ金銭的負担をさせる契約	20日間
業務提供誘引販売取引	事業者が提供したり、あっせんする仕事をすれば収入が得られると勧誘し、その仕事をするために必要とって商品などを買わせ、金銭的負担をさせる契約	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で事業者が消費者から物品を買い取る契約	8日間

☆不審に思ったり、不安を感じたら、東大和市消費生活センターにご相談ください。

☆クーリング・オフ期間が過ぎていても勧誘方法に問題がある場合は、契約を解除できることがあります（まずは、東大和市消費生活センターにご相談ください）。

東大和市消費生活センター

毎週 月・火・水・金曜日

（予約優先・電話相談可）

午前10時から午後4時まで受付

東大和市役所3階⑥番窓口

TEL:042-563-2111(内線1713)

HP: <http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

司法書士による

多重債務相談もご利用ください！



消費者ホットラインをご存じですか？

契約、悪質商法、製品、食品やサービスによるトラブル等について、どこに相談してよいか分からない場合に利用してください。原則として、最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内します。

（年末年始を除いて、原則毎日利用可）

（局番なし）

いちゃいちゃ!
188泣き寝入り!

と覚えてね